

2026(令和8)年4月1日

株式会社エヌエスシー

労働者派遣事業に係るマージン率などの情報公開

労働者派遣法第23条第5項の規定により第29期(2024年7月1日～2025年6月30日)の労働者派遣事業に係るマージン率などを下記の通り公開いたします。

記

1.労働者派遣事業所に関して

許可番号/枝番号	派 04-300434/1
届出許可年月日	2018(平成30)年10月01日
事業所名	株式会社エヌエスシー
事業所所在地	宮城県仙台市青葉区国分町1丁目6番9号 MI テラス仙台広瀬通り 8階

2.マージンに関して

(1)マージン率

派遣労働者数	①労働者派遣料金 (1日8時間当たりの 平均)	②派遣労働者の賃金 料金 (1日8時間当たりの 平均)	(3)マージン率 (小数点第2位を四 捨五入)
42	¥37,173	¥26,536	28.6%

$$*(\text{マージン率}) = 1 - \frac{(\text{②派遣労働者の賃金料金})}{(\text{①労働者派遣料金})}$$

(2)マージンに含まれる費用

①法定福利費用

健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分

②その他経費

- ・福利厚生費用
- ・年次有給休暇取得時および慶弔特別休暇に係る賃金
- ・一般謙信よび生活習慣病予防健診のジュシン費用よびメンタルヘルスチェック
- ・通勤手当を含む交通費
- ・教育研修に係る費用

- ・派遣労働者の募集に係る求人媒体費
- ・営業・総務および業務推進要員の人件費および活動費、法定手続き費用、事務所費、通信費など

③営業利益

労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保原料、事業経費を差し引いた利益

3.労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定

協定対象労働者の範囲	ソフトウェア開発技術者および端末操作の業務に従事する従業員
有効期限	2027(令和9)年3月31日

4.派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

(1)キャリアコンサルティング

(2)教育訓練

入職時(新規採用者訓練)、入職2年目・3年目(基本研修)、入職4年目・5年目以降(応用研修)

以上